

消費者庁 平成 31 年度予算案について

平成 30 年 12 月
消 費 者 庁

概要

- 消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応し、消費者の安全・安心を確保することが必要。
- そのため、消費者庁としては「成年年齢の引下げを見据えた未成年への消費者教育の強化や高齢者等の見守りネットワーク構築、内部通報制度に係る認証制度の導入による事業者のガバナンスの強化」（経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定））などのために必要な事業を行う。

重点事項の柱

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、

1. 政策課題に対応した消費者行政の充実・強化
 2. SDGs の推進（持続可能な消費の推進、国際化への対応等）
 3. 生命身体の安全・安心の確保
 4. 消費者庁の体制基盤の整備等
- を行う。

予算額

- 一般会計は 118.2 億円（前年度予算（119.3 億円）比 1%減）
- 一般会計と東日本大震災復興特別会計分 3.7 億円（復興庁一括計上）の合計額で 121.9 億円（前年度予算（124.2 億円）比 2%減）

平成 31 年度予算案について

区分	平成 30 年度 予算額	平成 31 年度 予算額※	増減額	増減率
一般会計	119.3 億円	118.2 億円	△1.1 億円	△1%
復興特会	4.8 億円	3.7 億円	△1.1 億円	△22%

※「新しい日本のための優先課題推進枠」22.1 億円を含む。

1. 政策課題に対応した消費者行政の充実・強化

(1) 消費者行政体制の強化

- 地方消費者行政強化交付金 22.0 億円 (24.0 億円)
 - ◇ 消費生活を取り巻く環境が年々変化していることに伴い、消費者問題は多種多様に複雑化していることを踏まえ、従来の体制では対応できない国として解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体の取組を支援する。また、地方消費者行政強化作戦を踏まえ、消費生活相談窓口の整備や消費生活相談員資格の取得促進など、身近で質の高い相談・救済を受けられる地域体制の強化等を図る。加えて、消費者被害の泣き寝入りを防止するため、あらゆる消費者問題に対応する「消費者ホットライン(188)」の更なる周知に努める。
- 地方消費者行政推進交付金（復興特会） 3.7 億円 (4.8 億円)
 - ◇ 消費サイドの放射性物質検査体制の整備など、東日本大震災の被災地の復興に向けた取組を実施する。
- 物価関連対策の着実な実施 91 百万円 (67 百万円)
 - ◇ 2019 年 10 月に消費税率の引上げが予定されているところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁対策を進めるべく、物価モニター調査の規模を拡充し、情報収集などを行う。
- シェアリングエコノミーに関する実証実験等 12 百万円 (16 百万円)
 - ◇ ICT を介して個人等の遊休資産を活用するシェアリングエコノミーに関し、その普及に伴い発生する可能性のある消費者問題に対応するため、徳島県を実証フィールドとした実証実験を行う。また、消費者行政新未来創造オフィスにおいて、有識者等で構成される新未来創造研究会を開催し、上記の実証実験の結果も踏まえ、新技術が変革する将来の消費生活をより豊かなものとするため、今後の消費者行政の在り方について議論を行う。

○ 加工食品の新たな原料原産地表示制度の普及・啓発

69 百万円の内数（72 百万円の内数）

- ◇ 食品表示法に基づく新たな食品表示制度において課題の一つとなっている加工食品の新たな原料原産地表示制度の普及・啓発のために必要な取組を実施する。

○ 食品表示制度の適正化のための取組 43 百万円の内数（45 百万円の内数）

- ◇ 食品表示制度の適正な運用を確保するため、販売されている食品の表示の監視に必要となる遺伝子組換え食品やアレルギー物質を含む食品の検査法の開発について調査研究を行う。

(2) 若年者・高齢者等の安全・安心の確保

○ 若年者への消費者教育の推進 19 百万円（6 百万円）

- ◇ 民法改正に伴う成年年齢引下げに向けた若年者への消費者教育の強化のため、消費者庁が作成した「社会への扉」などの消費者教育用教材を活用し、全国の高等学校等に実践的な消費者教育を展開する。また、「社会への扉」を特別支援学校等で活用する際の利便性や有効性の向上を図る。

○ 地方における実践的な消費者教育の取組の推進

◇ 地方消費者行政強化交付金〔再掲〕

22.0 億円の内数（24.0 億円の内数）

地方公共団体等による、消費者教育教材を活用した教員向けの研修の実施などの取組のほか、消費者教育を担う多様な関係者や機会を調整する「消費者教育コーディネーター」の育成・配置など成年年齢引下げに対応した若年者に対する実践的な消費者教育の実施に向けた取組を支援する。

◇ 独立行政法人国民生活センター運営費交付金

30.5 億円の内数（32.9 億円の内数）

消費者教育の専門家の確保が困難な地方公共団体の要請に応じて、専門家を派遣するほか、消費者教育コーディネーターを育成するために必要な講師派遣等を行う。

○ 消費者安全確保地域協議会構築の推進

◇ 地方消費者行政強化交付金〔再掲〕

22.0 億円の内数（24.0 億円の内数）

高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築を推進する。

○ 訪日・在日外国人の消費の安全の確保

◇ 地方消費者行政強化交付金 [再掲]

22.0 億円の内数 (24.0 億円の内数)

訪日・在日外国人の消費の安全の確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図る。

◇ 独立行政法人国民生活センター運営費交付金 [再掲]

30.5 億円の内数 (32.9 億円の内数)

独立行政法人国民生活センターにおいて、訪日外国人が日本国内で消費者被害に遭った際に相談できる電話窓口を運用するなど体制整備を行う。

(3) 法執行機能の強化

○ 公益通報者保護制度の実効性の向上 63 百万円 (64 百万円)

◇ 消費者の安全・安心を損なう法令違反等に対応する公益通報者保護制度の普及促進を図る。

○ 消費者団体訴訟制度の機能強化 35 百万円 (38 百万円)

◇ 悪質事案による消費者被害の実態調査等を行うことにより、消費者団体訴訟制度の機能強化を図る。

2. SDGs の推進 (持続可能な消費の推進、国際化への対応等)

○ 消費者政策国際会合の開催 50 百万円 (新規)

◇ 日本が G20 の議長国を務める 2019 年内に、G20 等の関係機関が出席する会議を日本で開催し、国際的な消費者被害の未然・拡大防止、効果的な消費者施策の立案等に係る情報共有などを行う。

○ 越境取引増加に伴うトラブルへの対応

◇ 独立行政法人国民生活センター運営費交付金 [再掲]

30.5 億円の内数 (32.9 億円の内数)

海外事業者との取引で被害に遭った消費者の相談窓口である国民生活センター越境消費者センター (以下「CCJ」という。)において、引き続きトラブル解決のために必要な支援を行う。

◇ 越境取引に関する消費者相談の海外展開に要する経費

12 百万円 (12 百万円)

諸外国の消費者相談の実態や連携に係る課題の調査等を通じ、CCJ と海外の消費者相談関係機関等との更なる連携体制の強化を図る。

- 地方でのエシカル・ラボ開催等を通じた倫理的消費の普及 17百万円（17百万円）
 - ◇ 倫理的消費（エシカル消費）の概念の普及や多様な主体によるムーブメント作りのため、地方でエシカル・ラボを開催し、先進的な事例の紹介等を通じた全国的な普及・展開を図る。

- 消費者志向経営の更なる推進 5百万円（8百万円）
 - ◇ 事業者による消費者志向経営に関する優良な取組を表彰するなど、消費者志向経営の更なる推進を図る。

3. 生命身体の安全・安心の確保

- リスクコミュニケーション推進体制の強化 35百万円（36百万円）
 - ◇ 食の安全に関して、消費者庁の総合調整の下、多様な主体・手法によるリスクコミュニケーションを推進するため、効果的な意見交換の実施手法の調査研究等を実施し、その成果として啓発資材を作成し、消費者にとって分かりやすい情報発信に取り組む。また、全国の地方公共団体が主体的にリスクコミュニケーションを実施するための支援を行う。

4. 消費者庁の体制基盤の整備等

- セキュリティ強化や働き方改革等に資する情報システムの整備 870百万円の内数（660百万円の内数）
 - ◇ 情報セキュリティレベルの強化、職員のワークライフバランスの向上、大規模災害時の業務・システム継続性の確保に重点を置いた新たな消費者庁LANシステムが平成31年1月に稼動することを受け、副データセンターの監視強化や大規模災害想定の切替試験の実施、機密情報漏えい等の危険性検出の対策等を実施する。

平成 31 年度消費者庁予算案（内訳）

（単位：百万円）

項 目 別	30年度 予算額	31年度 予算額	比較 増減額
【消費者庁政策費】			
○消費者行政の企画立案	85	136	51
○インターネット取引等に関する調査	52	47	△5
○消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応	28	27	△1
○消費生活に関する制度の企画・立案・推進	83	78	△5
○公益通報者保護の推進	64	63	△1
○地方消費者政策の推進	167	168	1
（地方消費者行政強化交付金を除く。）			
○地方消費者行政強化交付金	2,400	2,200	△200
○消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	50	56	6
○消費者政策の企画立案のための調査等経費	91	86	△5
○物価対策・事業者連携の推進	75	96	21
○消費者安全に関する啓発の推進	36	35	△1
○消費者の安全確保のための施策の推進	135	122	△13
○消費者事故調査等の推進	85	82	△3
○消費者取引対策の推進	262	240	△22
○消費者表示対策の推進	193	188	△5
○食品表示対策の推進	283	267	△16
【復興特別会計】			
○被災3県の消費者行政への支援（地方消費者行政推進交付金）	482	374	△108
【その他】			
○国民生活センター運営費交付金	3,290	3,045	△245
○消費者庁人件費	3,130	3,259	129
○消費者庁一般行政経費	1,426	1,625	199

※消費者行政新未来創造オフィスに関連する平成31年度予算額は3.5億円（前年度3.9億円）。

※四捨五入の関係で、計数は必ずしも一致しない。

【参考】「新しい日本のための優先課題推進枠」要望一覧

消費者庁

(単位:百万円)

項目別事業名	要望額
地方消費者行政の推進	2,200
地方消費者行政強化交付金	2,200
国民生活センター運営費交付金	13
若年者の消費者教育推進のための専門家活用推進事業	13
合 計	2,213

平成 31 年度の消費者庁職員の増員等について

平成 30 年 12 月
消費者庁

1. 概要

- 消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応し、消費者の安全・安心を確保することが必要。
- そのため、消費者庁としては「成年年齢の引下げを見据えた未成年への消費者教育の強化や高齢者等の見守りネットワーク構築、内部通報制度に係る認証制度の導入による事業者のガバナンスの強化」（経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定））などのために必要な機構・定員要求を行い、体制整備を図る。
- 平成 31 年度の定員は計 363 名（平成 30 年度末の定員は計 346 名）。

2. 職員の増員等

① 機構要求事項

- 消費者教育推進課の新設〔政令〕
※ 消費者調査課を振替廃止し、消費者教育・地方協力課は「地方協力課」に名称変更。
- 参事官（調査・物価等担当）（仮称）の新設〔政令〕
- 公文書監理官（参事官級）の新設〔政令〕 ※充て職
- 食品表示企画課保健表示室長の新設〔内閣府令〕

② 定員 19 名を新規増員（その他振替等で 2 名増員、4 名減員）

- 政策課題に対応した消費者行政の充実強化
 - ・ 消費者教育推進担当 5 名
 - ・ 見守りネットワーク等担当 1 名
 - ・ 公益通報者保護制度推進等担当 2 名
 - ・ 行政手法担当 2 名
 - ・ 調査・研究等担当 1 名
 - ・ 原料原産地表示監視担当 1 名
 - ・ 食品表示制度企画立案担当 1 名
- SDGs の推進（持続可能な消費の推進、国際化への対応等）
 - ・ 食品ロス削減推進担当 2 名
- 消費者庁の体制基盤の整備等
 - ・ 公文書管理担当 1 名
 - ・ 庶務等担当 2 名
 - ・ ワークライフバランス推進のための定員 1 名